

# 入院費の支払いについて

## 70歳未満の自己負担限度額(月額)について(限度額は所得によって異なります)

所得区分		ひと月あたりの自己負担限度額	3ヶ月以上ご負担された方(※1)	食事代(1食)
ア	年収約1,160万円~の方 健保:標準報酬月額83万円以上の方 国保:年間所得(※1)901万円越の方	252,600円 + (月額総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円	510円
イ	年収約770~約1,160万円の方 健保:標準報酬月額53万円以上83万円未満の方 国保:年間所得600万円越901万円以下の方	167,400円 + (月額総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円	510円
ウ	年収約370~約770万円の方 健保:標準報酬月額28万円以上53万円未満の方 国保:年間所得210万円越600万円以下の方	80,100円 + (月額総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円	510円
エ	年収約370万円の方 健保:標準報酬月額28万円未満の方 国保:年間所得210万円以下の方	57,600円	44,400円	510円
オ	住民税非課税の方	35,400円	24,600円	入院90日未満 240円 入院90日以上 190円

(※1)高額療養費を申請される月以前の直近12ヶ月の間に高額医療費の支給を受けた月が3ヶ月以上ある場合は4ヶ月目から「多数該当」扱いになり、自己負担限度額が軽減されます。食事代について、入院90日以上に該当となる場合は、新たに申請が必要となります。

## 70歳以上の自己負担限度額(月額)(限度額は所得によって異なります)

被保険者の所得区分		自己負担限度額		食事代(1食)
		外来(個人ごと)	外来・入院(世帯)	
①現役並み所得者	現役並みⅢ (標準報酬月額83万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% [多数該当: 140,100円] (※)		510円
	現役並みⅡ (標準報酬月額53万~79万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% [多数該当: 93,000円] (※)		
	現役並みⅠ (標準報酬月額28万~50万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% [多数該当: 44,400円] (※)		
②一般所得者 (①および③以外の方)		18,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円 [多数該当: 44,400円] (※)	
③低所得者	低所得区分Ⅱ(入院90日以内)		24,600円	240円
	低所得区分Ⅱ(入院90日以上)	8,000円		190円
	低所得区分Ⅰ		15,000円	110円

### 注意

- ①「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、保険者へ事前に申請をして交付を受けてください。  
※手続き等ご不明の点がありましたら、詳しくは、加入されている医療保険の保険者までお問い合わせください。  
※マイナンバーカードをお持ちで入院当日に入院窓口にて提示される方は「限度額適用認定証」の事前申請の必要はありません。
- ②食事負担や保険外分(差額ベッド代、リース病衣(パジャマ)代等)はこの限度額適用の対象外で、別途自己負担となります。